

# 給付基礎額と都道府県民税の所得割額

本制度は、収入（都道府県民税の所得割額）に基づく給付基礎額に不動産登記上の持分割合を乗じた額が給付されます。都道府県民税の所得割額に対する給付基礎額は、下記【給付基礎額 確認表】でご確認ください。

【！】平成29年度の税制改正により、平成30年度からいわゆる政令指定都市にお住まいの方は、都道府県と市区町村に納付する住民税（所得割）の配分が変わりました。改正後も、同じ収入額に対するすまい給付金の給付額は変わりません。

地域	平成29年度以前	平成30年度以降	
	共通	政令指定都市以外	政令指定都市
都道府県民税の税率	4%	4%	2%
市区町村民税の税率	6%	6%	8%

## 【政令指定都市 一覧】

※令和3年4月現在（申請時点で、新たに政令指定都市が追加されている場合があります。）

※東京都の特別区（23区）は、政令指定都市ではありません。

<b>北海道・東北</b>	北海道札幌市	宮城県仙台市			
<b>関東</b>	埼玉県さいたま市	千葉県千葉市	神奈川県横浜市	神奈川県川崎市	神奈川県相模原市
<b>中部</b>	新潟県新潟市	静岡県静岡市	静岡県浜松市	愛知県名古屋	
<b>近畿</b>	京都府京都市	大阪府大阪市	大阪府堺市	兵庫県神戸市	
<b>中国</b>	岡山県岡山市	広島県広島市			
<b>九州</b>	福岡県福岡市	福岡県北九州市	熊本県熊本市		

これに伴い、平成30年度（平成29年の収入）以降の課税証明書の発行を政令指定都市から受ける方は、所得割額に対する給付基礎額の区分が変わります。

下記、確認表の      部分を参照してください。（政令指定都市以外から発行を受ける方の区分は、変更ありません。）

## 【給付基礎額 確認表】

平成29年度以前の課税証明書	平成30年度以降の課税証明書	
全自治体 共通	政令指定都市以外	政令指定都市

### ◆消費税率8%の場合

給付基礎額	【参考】収入額の目安*1	都道府県民税の所得割額 (神奈川県の場合*2)	都道府県民税の所得割額[変更なし] (神奈川県の場合*2)	都道府県民税の所得割額 (神奈川県の場合*2)
30万円	425万円以下	6.89万円以下 (6.93万円以下)	6.89万円以下 (6.93万円以下)	3.445万円以下 (3.489万円以下)
20万円	425万円超475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下 (6.93万円超 8.44万円以下)	6.89万円超 8.39万円以下 (6.93万円超 8.44万円以下)	3.445万円超 4.195万円以下 (3.489万円超 4.248万円以下)
10万円	475万円超510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下 (8.44万円超 9.43万円以下)	8.39万円超 9.38万円以下 (8.44万円超 9.43万円以下)	4.195万円超 4.690万円以下 (4.248万円超 4.749万円以下)

### ◆消費税率10%：住宅ローンを**利用**する場合

給付基礎額	【参考】収入額の目安*1	都道府県民税の所得割額 (神奈川県の場合*2)	都道府県民税の所得割額[変更なし] (神奈川県の場合*2)	都道府県民税の所得割額 (神奈川県の場合*2)
50万円	450万円以下	7.60万円以下 (7.64万円以下)	7.60万円以下 (7.64万円以下)	3.800万円以下 (3.848万円以下)
40万円	450万円超525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下 (7.64万円超 9.85万円以下)	7.60万円超 9.79万円以下 (7.64万円超 9.85万円以下)	3.800万円超 4.895万円以下 (3.848万円超 4.956万円以下)
30万円	525万円超600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下 (9.85万円超 11.97万円以下)	9.79万円超 11.90万円以下 (9.85万円超 11.97万円以下)	4.895万円超 5.950万円以下 (4.956万円超 6.025万円以下)
20万円	600万円超675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下 (11.97万円超 14.14万円以下)	11.90万円超 14.06万円以下 (11.97万円超 14.14万円以下)	5.950万円超 7.030万円以下 (6.025万円超 7.118万円以下)
10万円	675万円超775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下 (14.14万円超 17.36万円以下)	14.06万円超 17.26万円以下 (14.14万円超 17.36万円以下)	7.030万円超 8.630万円以下 (7.118万円超 8.738万円以下)

### ◆消費税率10%：住宅ローンを**利用しない**場合

給付基礎額	【参考】収入額の目安*1	都道府県民税の所得割額 (神奈川県の場合*2)	都道府県民税の所得割額[変更なし] (神奈川県の場合*2)	都道府県民税の所得割額 (神奈川県の場合*2)
50万円	450万円以下	7.60万円以下 (7.64万円以下)	7.60万円以下 (7.64万円以下)	3.800万円以下 (3.848万円以下)
40万円	450万円超525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下 (7.64万円超 9.85万円以下)	7.60万円超 9.79万円以下 (7.64万円超 9.85万円以下)	3.800万円超 4.895万円以下 (3.848万円超 4.956万円以下)
30万円	525万円超600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下 (9.85万円超 11.97万円以下)	9.79万円超 11.90万円以下 (9.85万円超 11.97万円以下)	4.895万円超 5.950万円以下 (4.956万円超 6.025万円以下)
20万円	600万円超650万円以下	11.90万円超 13.30万円以下 (11.97万円超 13.38万円以下)	11.90万円超 13.30万円以下 (11.97万円超 13.38万円以下)	5.950万円超 6.650万円以下 (6.025万円超 6.733万円以下)

\*1 夫婦（妻は収入なし）及び中学生以下の子どもが2人のモデル世帯において、住宅取得する場合の夫の収入額の目安です。

\*2 神奈川県の場合は、政令指定都市とそれ以外の市町村の県民税の税率それぞれについて、0.025%付加されますので、給付基礎額に対応する県民税の所得割額は、上記の表の（ ）内の額となります。